

表17 付添料の現金還付制度を知っていたか

「基準看護をとっていない病院で付添婦を雇った場合、付添料が申請によって健康保険や労働災害補償保険から払い戻しされる制度があることをご存じでしたか。」

付添婦雇用 知っていたか	基準看護 病院			普通看護 病院			全 体
	雇わなかった	雇った	小 計	雇わなかった	雇った	小 計	
申請した	・	・	・	・	41.9	25.1	9.7
よく知っている	6.3	22.8	7.9	9.3	15.2	12.8	9.8
聞いたことはある	15.4	22.8	16.1	15.3	20.1	18.2	16.9
知らない	59.0	38.6	57.0	46.7	15.2	27.9	45.8
無回答・不明	19.3	15.8	19.0	28.7	7.6	16.0	17.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

1/3を占めたが、一方では100万円以上支払った家族も1割いた<図11>。

注2)
6) 付添料の現金還付制度を知っていたか

普通看護病院に入院して付添婦を雇った家族の中で、現金還付を申請したのは4割であった<表

17>。この制度について、全体では「知らない」という家族が一番多く、一般にはあまり知られていないことがわかる。普通看護病院に入院し、付添婦を雇った段階で初めて知るという状況だと考えられる。

II 家族からみた付添看護問題

1 家族の中に付添える人がいなくて困った

「家族、親戚、付添婦が付添うことになった頃、次の点で困ったことがありましたか」と聞いたところ、「家族の中に付添える人がいなかった」という項目を選んだ家族が、全体で17.5%いた。

付添える人がいなくて困った家族は、普通看護病院に、しかも都市に住んでいるほど多い傾向にある。普通看護病院では、家族が付添えない場合、病院側と相談して断わるなどの融通がききにくいのに比べ、基準看護病院では、困った家族は付添わなくて済むことも多いので調査対象から外れたためと推察される。また、都市ほど家族、親戚間の相互援助体制が弱いので、困った人が多いと考えられる<表18>。

表18 家族の中に付添える人がいなくて困った家族の割合*

居住地	全 体	基準看護病院	普通看護病院
政令市	27.8%	13.0	36.8
県庁所在地	15.3	16.2	11.8
その他の市	13.3	11.9	17.0
郡 部	12.1	9.0	18.0
全 体	17.5	12.6	25.4

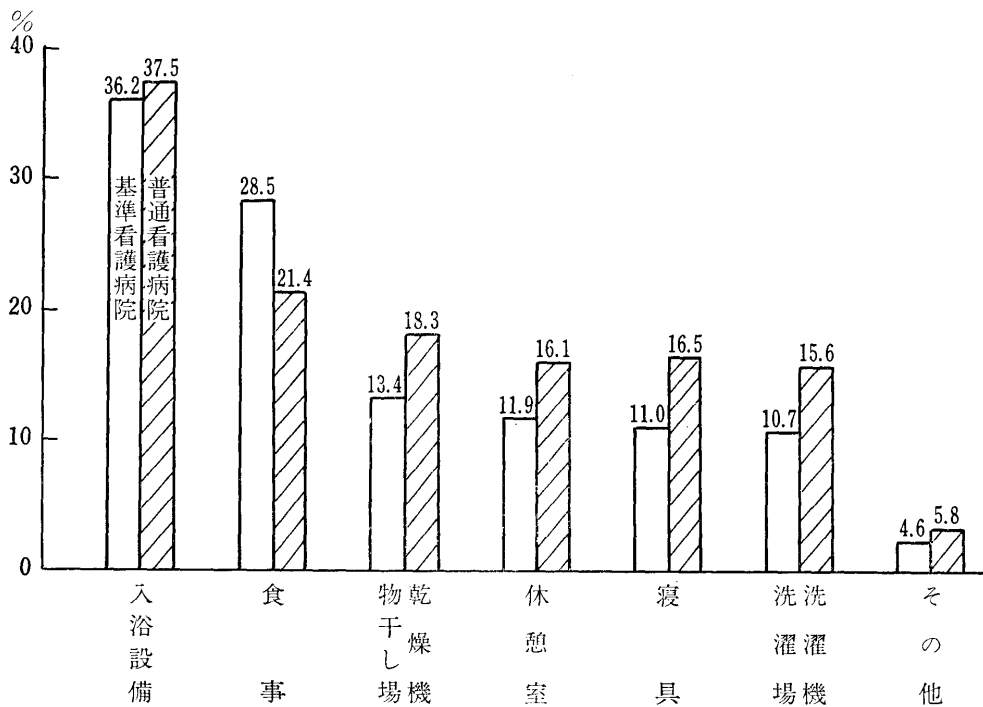
* $\frac{\text{困った家族数}}{\text{居住地別家族数}} \times 100$

付添える人がいなくて困った家族の58.1%が付添婦を雇っている。残りの家族は、無理して家族親戚の誰かが付添ったものと思われる。

2 病院の設備等で困ったこと

付添ってみて、病院の設備等で困ったことをすべて選んでもらったところ、入浴設備が一番多か

図12 病院の設備等で困ったこと（複数回答）〔家族・親戚が付添った場合のみ〕



った<図12>。

基準看護病院と普通看護病院では、若干普通看護病院に入院した場合に困ることが多い。施設調査では、普通看護病院は付添が認められているため付添のための設備等を整えているという総婦長の回答が、基準看護病院より多かった(P14参照)が、家族からみると、必ずしもそうではなかった。

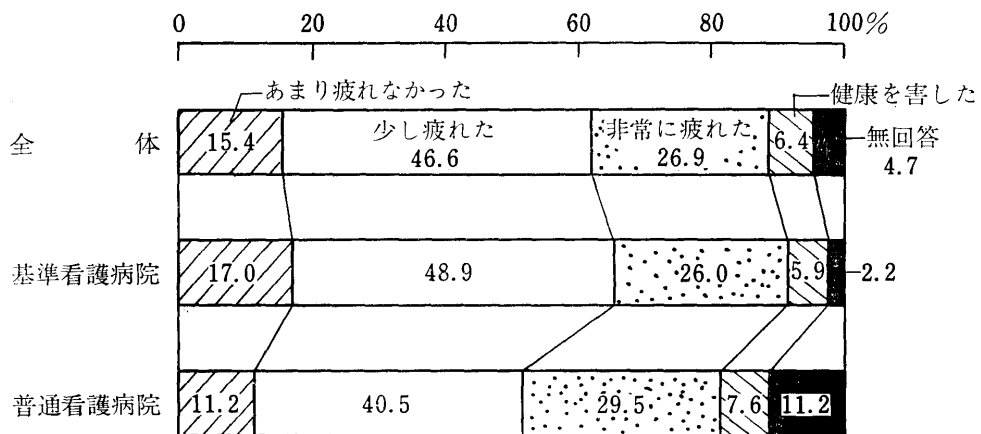
3 付添った家族の疲労

付添った家族の約1/3が「非常に疲れた」「健康を害した」と疲労を強く感じている<図13>。

「非常に疲れた」「健康を害した」と答えた家族は、付添期間が長期化するほど多くなる<図14>。

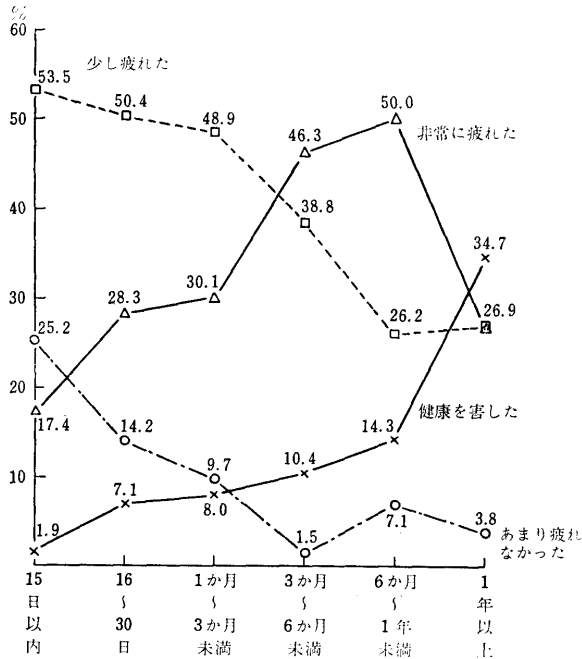
付添期間が30日以内であれば、設備等で困った

図13 家族の疲労〔家族・親戚が付添った場合のみ〕



家族ほど疲労を強く感じる<図15>。ただし、1か月以上付添うと、付添のための設備が整っていき、関係なく疲労を強く感じる家族は増える。

図14 家族の付添った期間別疲労の程度



普通看護病院に疲労を強く感じる家族がやや多いのは、付添期間の長い家族が多いためと考えられる (P41 参照)。普通看護病院は付添が認められているが、「付添の疲労に気を配る」病院が基準看護病院より多いわけではなく (P14 参照)、従って、実際に疲労する家族が基準看護病院より少ないということもない。

4 付添った家族の職業への支障

半数の家族は、職業への差しつかえが生じている。中でも「付添ったために仕事をやめざるをえなかった」家族が11.6%いる<図16>。無回答が多いが、この中には専業主婦が付添った場合が多く含まれていると考えられる。

当然のことながら、付添った期間が長いほど、仕事をやめた人の割合が増える<図17>。

5 家庭生活への支障

図15 設備等の不備による疲労への影響〔家族の付添期間が30日以内の場合のみ〕

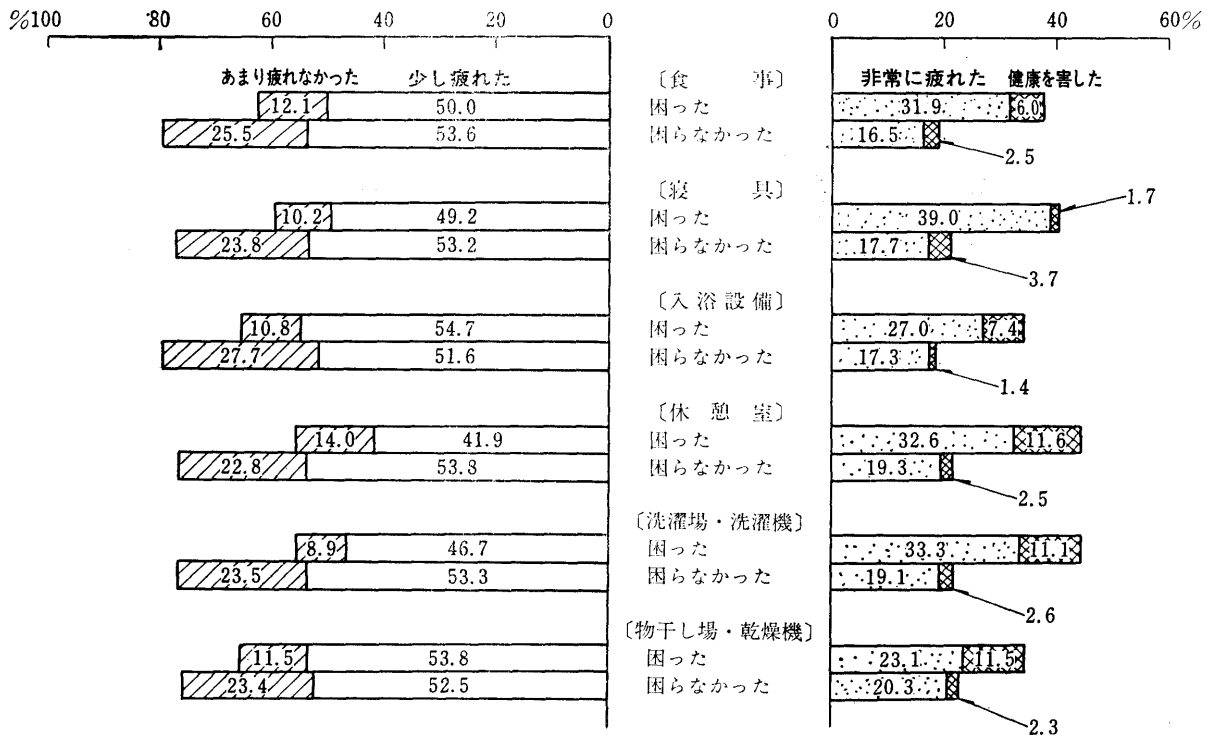


図16 仕事への支障〔家族・親戚が付添った場合のみ〕

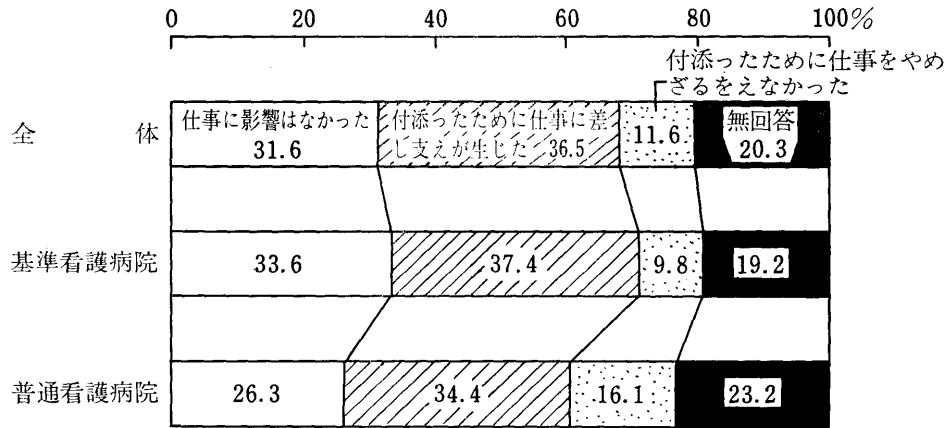
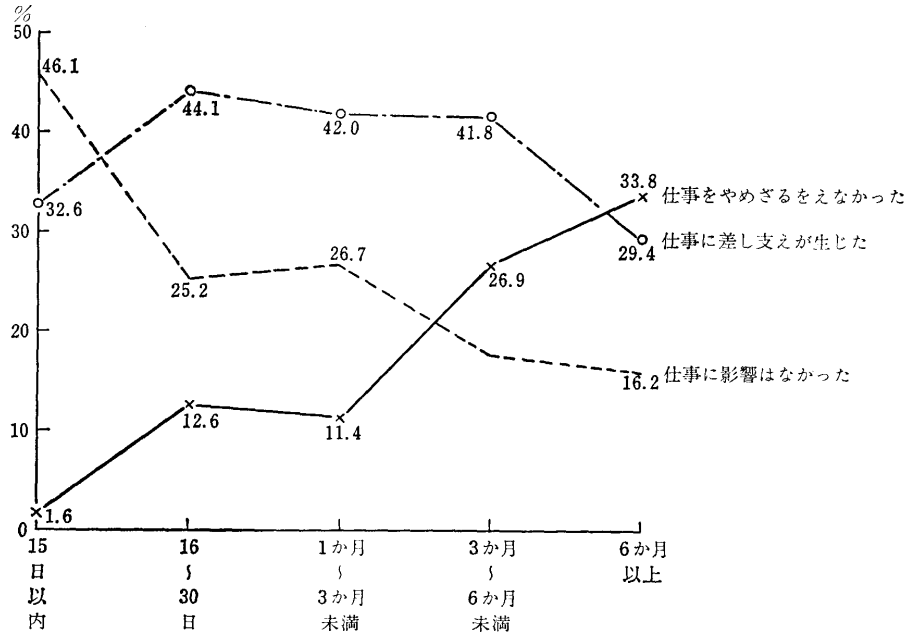


図17 家族の付添った期間別仕事への支障



45.5%の家族が「家庭生活に何らかのかたちで支障があった」と答え、「家庭生活に影響はなかった」と答えた人は、30.1%であった。

支障の内容を自由記述からひろってみると回答者の41.9%は、「家に残った子供が精神的に不安定になり、食事が進まなくなった」「子供と話す時間もなく、下の子は情緒不安定になり、学校で先生方を困らせたりで、また、主人の方はいつどうなるか、毎日が緊張の日々で、私自身おかしく

なりそうでした」など、家庭にいる乳幼児、病人、老人等の世話ができなくて困ったことをあげている。次に多かったのが、「寝たぎりの年寄り、高校入試を目の前にした子供。私のやる家事全部を夫と子供、特に子供には負担がかかりました。高校を目の前にした子供、一番大切な時でしたので、なんと言ってがんばってもらってよいか本当に言うことばがありませんでした。」という家事ができないことを嘆いたもので30.6%を占めた。

その他、「付添った自分も職業を持ち、妊娠7ヶ月でもあり、代わりになる人がなく、主人も外食つづきで家をかたづけすることもできず、入院中、家族みんなが疲れた。」

「家庭生活が全く狂ってしまい、悲惨なものだった。」

「家族ぐるみの付添のため、食事が一緒にとれないと同時に、家族の対話がなくなった。1人1人が食欲がなく、生活が暗く、特に1人で毎晩付添うことは、精神的にまいってしまし、とても大変なことです。」

「主人の食事が外食がちになり、いろいろな面で相談のやりとりができない。長びいてくると、主人も夜遅く帰るようになって心配です。」

「2ヶ月間に家に帰ったのは延べ7日で、夫婦としては最悪だったと思う。私もだが、特に主人は誰もいない家へ帰ってくるのはイヤだったと思うし、食事も片寄りがちだったと思う。」

など深刻な記述もみられた。

6 経済的問題

1) 今回の入院の家計に対する影響

付添婦を雇ったかどうかにかかわらず、「今回

の家族の入院で家計上苦しさを感^じたか聞いたところ「おおいに感^じた」家族が25.3%であった<図18>。

家計上苦しさを感^じた原因について、付添婦を雇った家族と、雇わなかった家族に分けてみると、付添婦を雇った場合、苦しさを感^じた家族で、「付添看護料の支出」をその原因としてあげた者は、66.1%で一番多かった<図19>。

2) 付添婦を雇った場合の経済的負担

付添婦を雇った家族の何割が、付添料の支払いによって「おおいに家計上の苦しさを感^じた」かをみると、基準看護病院では34.6%、普通看護病院では22.1% (43人)であった<表19>。普通看護病院では、総額5万円以下の人が4割と多かったこと、健康保険からの現金還付を受けた家族がいることから、困った人の割合も少ない。しかし、普通看護病院においては、付添婦を雇った患者の^{注3)}数は、基準看護病院の8倍にも達することから、付添料の負担に苦しんでいる家族は、数の上では普通看護病院に多いと推察される。

普通看護病院で付添料の支出で家計上おおいに困った22.1% (43人)のうち、付添料の現金還付制度を知らない人が10人、申請した人が18人であ

図18 今回の入院で家計上の苦しさを感^じたか

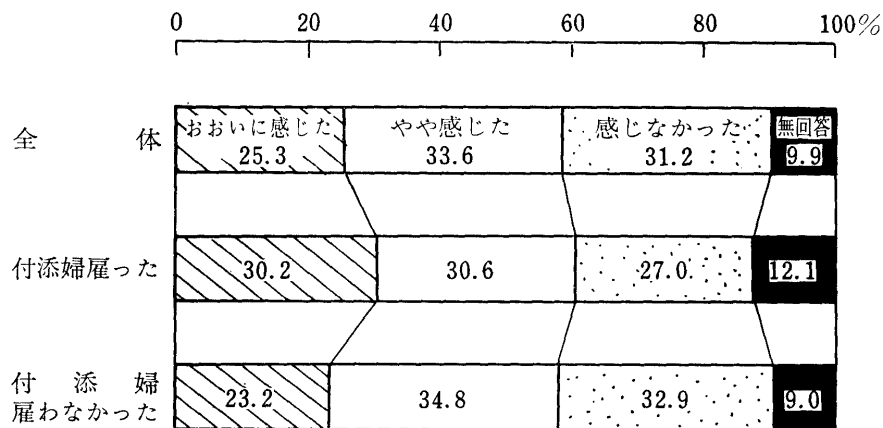


図19 家計上の苦しさを感じた原因（複数回答3つまで）〔家計上苦しさを「おおいに感じた」「やや感じた」場合のみ〕

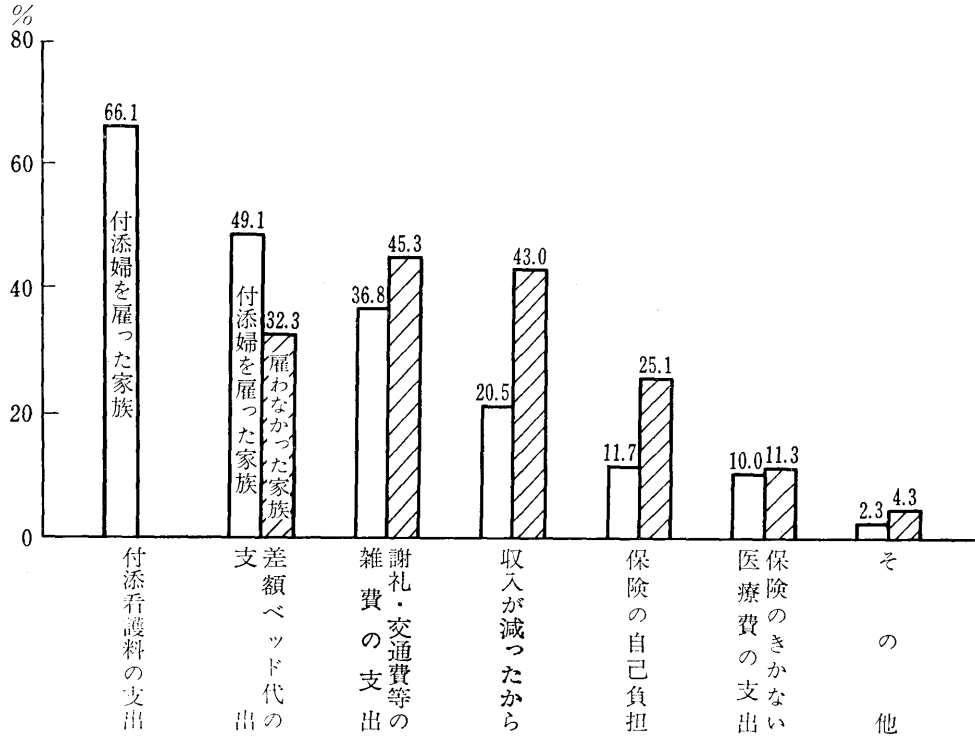


表19 付添料が負担だった家族数（付添婦を雇った家族のみ、無回答者を除く）

家計上苦しさを感じたか	基準看護承認の有無	
	基準看護病院	普通看護病院
付添料が原因でおおいに感じた	18人 (34.6%)	43 (22.1)
付添料が原因でやや感じた	14 (26.9)	38 (19.5)
付添婦を雇った家族数	52 (100.0)	195(100.0)

付添料の現金還付制度を知っていたか「申請した」18人「よく知っている」5人「聞いたことはある」10人「知らない」10人

った。この18人は、申請した94人の19.1%にあたる。申請しても付添料が家計を圧迫しているということは、申請が却下されたか、健康保険からの還付額と支払い額の差額分や一時立替が負担になったものと思われる。

このように、普通看護病院で付添婦を雇った場合も、保険からの現金還付制度があるにもかかわらず、保険外負担で苦しむ家族が多いことが明らかになった。

今まで、基準看護病院における付添料の保険外

負担が、看護料の二重払いということで社会的に問題にされてきたが、数の上では、普通看護病院における付添料の負担の方が問題として拡がっていることがわかった。

昭和56年6月の医療費改定により、重症者看護特別加算が設けられたことにより、基準看護病院における付添料の家族の負担は軽減されることが考えられるので、今後は、普通看護病院における付添料の負担を問題にしていく必要がある。

3) 仕事をやめて付添った場合の家計への影響

昭和55年付添看護調査〔家族調査〕

付添の経済的負担は、付添婦を雇った場合に限らない。付添うために仕事をやめざるをえなくて収入が減ることもある。

「付添ったために仕事をやめざるをえなかった」家族（94人）の46.8%（44人）は、「収入が減ったから」を原因の一つにあげて、おおいに家計上の苦しさを感じたと答えている〈表20〉。

表20 仕事の支障による家計への影響

家計上の 苦しさを 支障	仕事への支障		
	仕事に影響は なかった	付添ったために 仕事に差し 支えが生じた	付添ったために 仕事をやめ ざるをえな かった
「収入が減ったから」おおいに感じた	6人	38 (12.8)	44 (46.8)
「収入が減ったから」やや感じた	15	51 (17.2)	14 (14.9)
調査対象数	257	297(100.0)	94(100.0)

7 付添婦への不満

付添婦を雇った家族で、付添婦に対して不満があったのは、13.9%であり、大半は、付添婦に対して満足している〈表21〉。これは患者調査の10.6%とも近い値であり、家族と患者の評価はおおむね一致している。

「あまりよい人ではなかった」「よい人ではなかった」と答えた家族の不満の内容について、複数回答で選択してもらったところ、「話し方や世

表21 付添婦への不満

	全 体	基準看護病院	普通看護病院
よい人だった	158(56.0%)	54.4%	56.7%
まあよい人だった	57 (20.2)	21.1	19.6
あまりよい人ではなかった	36 (12.8)	15.8	12.1
よい人ではなかった	3 (1.1)	1.8	0.9
無 回 答	28 (9.9)	7.0	10.7
計	282(100.0)	100.0	100.0

話の仕方が荒かった」と答えた人が64.1%と一番多かった。また、次のような自由記述もみられ、一部には大きな不満をもった家族がいる。

「患者をゆっくり休ませてくれず、うるさくてノイローゼになりそうだった」

「紙おむつが尿で濡れ、臭くても、注意しなければ、気が付かない」

「部屋の前の廊下で、夜、消灯まで大声で話しあい、タバコを吸うので、患者がなかなか寝つかれず困りました。病院は、もっと静かであってほしいと思います」

「隣の患者の家政婦さんが、時々面倒をみてくれたので、御好意と思って、お礼金を包んだ。ところが、あとで専属家政婦料を請求された。病院側も家政婦さん自身も、なんの説明もなく付添った事になる。場所が場所だけに、口論もいやだから、又、後々家政婦協会にも、またお世話にならないといけないし、患者と家政婦に、心のみぞを作っては、と思い、事なく治めた。契約は、はっきりして戴きたい」

不満をもつ家族は少なかったが、付添婦との関係がうまくいかない時、患者の受ける打撃は深刻である。少なくとも、病院側が付添を要請した場合には、付添婦と患者、家族のトラブルが起こらないように、また起きたら調整する責任が病院側

→〈不満の内容〉（複数回答）

話し方や世話の仕方が荒かった	25人(64.1%)
患者のそばを離れることが多かった	24 (61.5)
思うように世話をしてくれなかった	19 (48.7)
患者と性格が合わなかった	11 (28.2)
高齢で頼りなかった	10 (25.6)
規定外の料金や謝礼を要求された	6 (15.4)
その他	4 (10.3)
「あまりよい人ではなかった」「よい人ではなかった」と答えた人	39人

にある。ちなみに、病院側の要請で付添婦を雇うことになった場合、付添婦に不満を感じた家族は、全体平均と変わらず13.4%であった。

また、付添婦への不満は、付添婦の年齢が60歳を超えると、不満をもつ家族が9.6%（60歳未満）から、24.4%に増える。

8 付添期間の見通しがたたくて困った

付添うことによって、特に付添が長期化することによって、家族の疲労等、様々な問題が生じていることが明らかになったが、家族としては、付添わねばならないなら、せめて付添期間の見通しがたてば、家族としても自分たちの態勢を整え、少しでも問題を軽減することができる。これには、

病院側がその見通しを説明しておくことが必要となる。が、今回の調査では、実際に付添った家族の26.1%が、「どの位の期間付添うのか見通しがたたくて困った」と答えている。

付添った期間が長くなり、家族の疲労、職業、家庭生活、家計への差し障りが大きくなるにつれ、見通しがたたくて不安を覚えた家族が多かった。

付添期間の見通しがたたくて困った家族は、基準看護病院で25.8%、普通看護病院で26.5%とあまり変わらない。普通看護病院では付添が認められているので、付添期間の見通しの説明が行き届いているかという点、必ずしも十分ではない。

III 病院看護の評価と期待

1 看護婦に対する不満

病院の看護婦の対応で不満だったことをすべて選んでもらったところ、不満はあまり出なかった<表22>。基準看護病院であるかないかによる違

いはほとんどない。

2 受けた病院看護の評価

今回の調査では、受けた看護が十分であったかについて「ご家族の方が入院中、かりに誰も面会

表22 看護婦に対する不満（複数回答）

不満の内容	基準看護承認の有無		
	全 体	基準看護病院	普通看護病院
看護婦によって言うことがちがった	8.9%	10.9%	5.6%
言葉使いや態度がそっけなかった	7.9	8.1	7.8
症状や検査のことなど聞いてもきちんと説明してくれなかった	6.3	7.0	5.1
入院生活の諸規則をきちんと教えてくれなかった	5.3	5.4	5.1
呼んでもすぐ来てくれなかった	4.4	5.2	3.2
患者の看護の仕方を教えてくれなかった	4.0	4.5	3.2
少しの間患者のそばを離れる時、みてくれなかった	2.5	2.5	2.4
医師と看護婦で言うことがちがった	2.0	2.0	1.9
付添っている家族や付添婦をさけているようだった	1.2	1.7	0.5
相談にのってもらえなかった	0.7	0.2	1.6
その他	3.6	4.2	2.7
調 査 対 象 数	970人	596人	374人